

報道関係者 各位

令和7年8月8日(金)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室長 生木谷 忠司

専門監督官 廣川 圭介

(電話) 048-600-6205

埼玉県最低賃金の改正を答申

—時間額を63円引上げ、1,141円に—

埼玉地方最低賃金審議会(会長 ふくだもと お 福田素生 埼玉県立大学名誉教授)は、本年7月14日(月)、埼玉労働局長(片淵 かたふち ひろふみ 仁文)から、「埼玉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、埼玉県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年8月8日(金)に結論を取りまとめ、同日、埼玉労働局長に対し「埼玉県最低賃金を時間額1,141円」とする旨の答申(別添「答申文書」参照)を行いました。

この「時間額1,141円」は現行の埼玉県最低賃金(時間額1,078円)を63円引上げるものであり、引上げ率は5.84%となります。

今後はこの答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、埼玉県最低賃金が改正されることとなります。改正後の最低賃金額は令和7年11月1日(土)に発効となる見込みです。

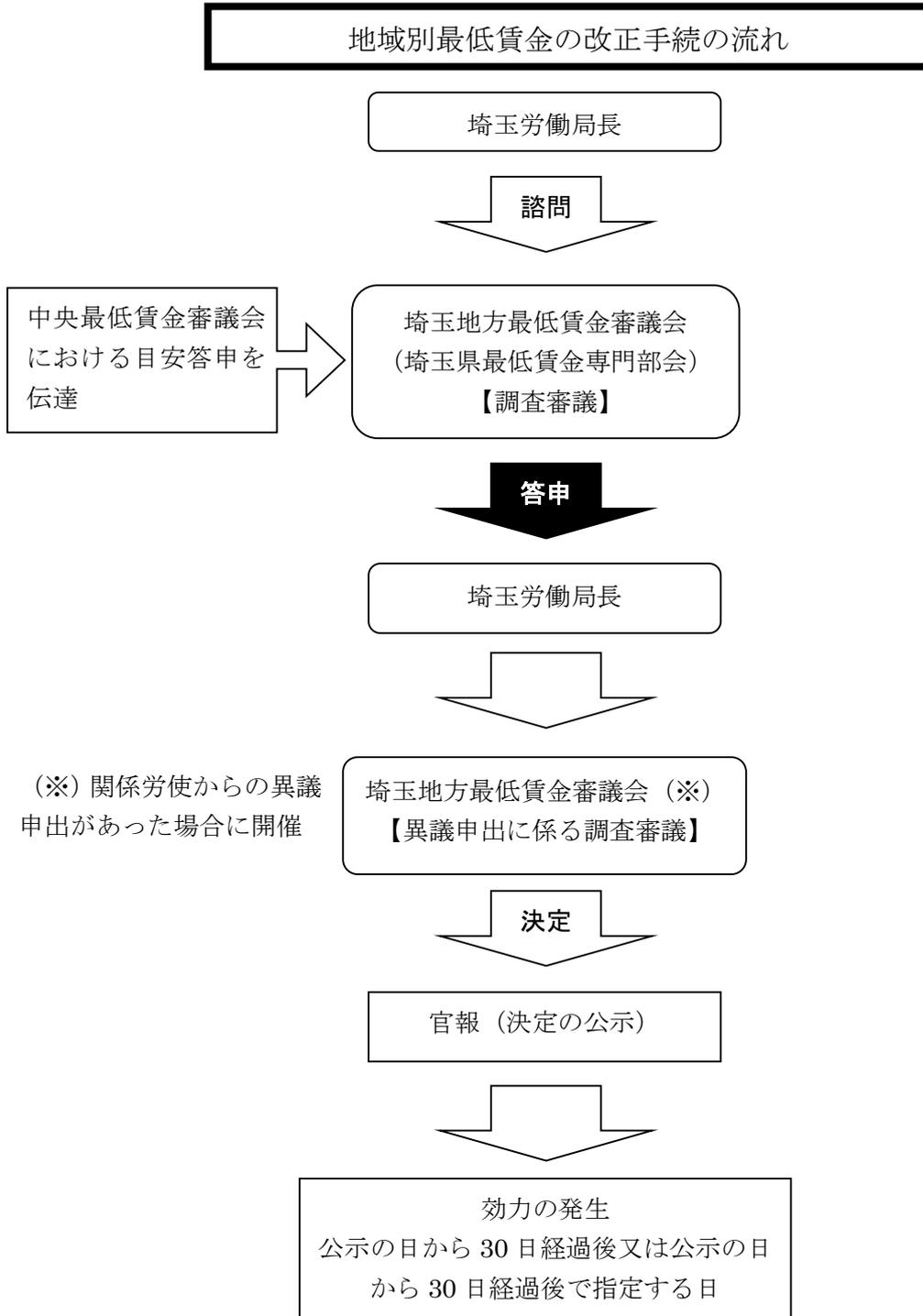


福田会長(左)から答申文を受け取る片淵局長(右)

●埼玉県最低賃金の改正の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
時間額	956円	987円	1,028円	1,078円	1,141円
引上げ額	28円	31円	41円	50円	63円
引上げ率	3.02%	3.24%	4.15%	4.86%	5.84%
改正発効日	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1	R6.10.1	R7.11.1

●今後のスケジュール





令和7年8月8日

埼玉労働局長
片淵 仁文 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け埼労発基0714第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、賛成多数（別紙1）により別紙2のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙3のとおり令和5年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額1,028円）は、令和5年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

令和7年8月8日

議決書

埼玉地方最低賃金審議会は、令和7年度埼玉県最低賃金額の改定決定（諮問）に係る令和7年度埼玉県最低賃金に関する公益委員（案）について以下のとおり議決した。

賛成

公益委員 小 寺 智 子

結 城 剛 志

使用者委員 安 藤 宏

加 藤 和 男

嶋 田 昌 美

廣 澤 健 一

反対

労働者委員 小 畑 寿 成

近 藤 正 人

高 橋 克 彦

根 岸 朋 宏

矢 島 規 雄

以上

埼玉県最低賃金

- 1 適用する地域
埼玉県全域
- 2 適用する労働者
前号の地域内の事業場で使用される労働者
- 3 適用する使用者
前号の労働者を使用する使用者
- 4 第 2 号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 4 1 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 1 1 月 1 日

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,028 円
- (3) 発効日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（112,485円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

1,028円（埼玉県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝144,184円